



2023年11月15日

各 位

会 社 名 株式会社リンクバル
代表者名 代表取締役社長 吉弘 和正
(コード番号：6046 東証グロース市場)
問合せ先 取締役
財務経理部 部長 松岡 大輔
(TEL. 050-1741-2300)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年12月22日開催予定の当社第12期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。また、会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結できる役員の範囲を社外取締役から取締役（業務執行取締役等を除く）に変更するものであります。なお、変更案第26条の変更内容につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 当社のグループ組織体制を事業持株会社として整備するため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年12月22日（金）（予定）
定款変更の効力発生日	2023年12月22日（金）（予定）

以 上

【別紙】

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略) (目 的) 第2条 <u>当社は次の事業を営むことを目的とする。</u>	第1条 (現行どおり) (目 的) 第2条 <u>当社は次の事業を営むこと、又は次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式、又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u>
1.~21. (条文省略)	
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
第8条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
第9条 (条文省略)	第9条 (現行どおり)
第10条 (条文省略)	第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条 (条文省略)	第11条 (現行どおり)
第12条 (条文省略)	第12条 (現行どおり)
第13条 (条文省略)	第13条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第14条 (条文省略) (決議の方法) 第15条 (条文省略)	(電子提供措置等) 第14条 (現行どおり) (決議の方法) 第15条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第16条 当社の取締役は、7名以内とする	(取締役の員数) 第16条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、7名以内とする。
(新設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(取締役の選任の方法) 第17条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議	(取締役の選任の方法) 第17条 当社の取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し</u>

<p>決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>て、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p>
<p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役1名を定めることができる。</p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名、専務取締役1名、常務取締役1名を定めることができる。</p>
<p>第20条 (条文省略)</p>	<p>第20条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第22条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異義を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議省略)</p> <p>第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会は、会社法第399条の1第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 (新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定</p>

	により、 <u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>
2. <u>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u>	2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>
第26条（条文省略）	第27条（現行どおり）
（報酬等） 第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u> 第5章 監査役及び監査役会	（報酬等） 第28条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
（監査役の数） 第28条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u>	（削除）
（監査役を選任） 第29条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>	（削除）
2. <u>監査役を選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	
3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令の定める監査役の数に欠けとなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>	
（監査役任期） 第30条 <u>監査役任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	（削除）
2. <u>補欠として選任された監査役任期は、退任した監査役任期の満了する時までとする。</u>	
3. <u>前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役任期の満了する時までとする。</u>	
（報酬等） 第31条 <u>監査役報酬等は株主総会の決議によって定める。</u>	（削除）

<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の選任)</p> <p><u>第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p><u>第31条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p><u>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第35条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p>(監査役会規則)</p> <p><u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会</u></p>	(削除)

規則による。	
(監査役の責任免除) 第37条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。	(削除) 第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第29条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
(新設)	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	(監査等委員会の決議方法) 第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
(新設)	(監査等委員会の議事録) 第32条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
(新設) 第6章 会計監査人 第38条(条文省略) (会計監査人の任期) 第39条(条文省略)	(監査等委員会規則) 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。 第6章 会計監査人 第34条(現行どおり) (会計監査人の任期) 第35条(現行どおり)
第7章 計算 第40条(条文省略) 第41条(条文省略) 第42条(条文省略) 第43条(条文省略)	第7章 計算 第36条(現行どおり) 第37条(現行どおり) 第38条(現行どおり) 第39条(現行どおり)
平成23年11月25日 制定 平成25年9月30日 変更 平成25年12月20日 変更 平成26年12月22日 変更 平成26年12月23日 変更	平成23年11月25日 制定 平成25年9月30日 変更 平成25年12月20日 変更 平成26年12月22日 変更 平成26年12月23日 変更

平成 27 年 7 月 24 日 変更
平成 28 年 12 月 22 日 変更
平成 29 年 12 月 22 日 変更
平成 30 年 11 月 1 日 変更
令和 4 年 12 月 16 日 変更

平成 27 年 7 月 24 日 変更
平成 28 年 12 月 22 日 変更
平成 29 年 12 月 22 日 変更
平成 30 年 11 月 1 日 変更
令和 4 年 12 月 16 日 変更
令和 5 年 12 月 22 日 変更